

Press Release

報道関係者 各位

令和元年 12 月 20 日

【照会先】

社会・援護局 障害保健福祉部
障害福祉課 地域生活支援推進室
室長 本後 健 (内線 3005)
室長補佐 内野 英夫 (内線 3041)
(代表) 03 (5253) 1111
(直通) 03 (3595) 2500

平成30年度都道府県・市区町村における障害者虐待事例への
対応状況等（調査結果）を公表します

厚生労働省では、平成30年度都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応等に関する状況について調査を実施しました。これは、障害者虐待防止法（平成24年10月1日施行）を受け、各都道府県等の対応等に関する全国的な状況を毎年度明らかにするものです。このほど、調査結果がまとまりましたので公表します。

【調査結果（全体像）】

	養護者による 障害者虐待	障害者福祉施設従事者等 による障害者虐待	使用者による障害者虐待	
			（参考）都道府県労働局の 対応	
市区町村等への 相談・通報件数	5,331 件 (4,649 件)	2,605 件 (2,374 件)	641 件 (691 件)	虐待判断 件数 541 件 (597 件)
市区町村等による 虐待判断件数	1,612 件 (1,557 件)	592 件 (464 件)	/	被虐待者数 900 人 (1,308 人)
被虐待者数	1,626 人 (1,570 人)	777 人 (666 人)		

（注1） 上記は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までに虐待と判断された事例を集計したもの。
カッコ内については、前回調査（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）のもの。

（注2） 都道府県労働局の対応については、令和元年8月28日雇用環境・均等局総務課労働紛争処理業務室のデータを引用。（「虐待判断件数」は「虐待が認められた事業所数」と同義。）

【参考資料】

- 1 障害者虐待防止法の概要
- 2 障害者虐待対応状況調査 経年グラフ
- 3 平成30年度 障害者虐待対応状況調査＜養護者による障害者虐待＞
- 4 平成30年度 障害者虐待対応状況調査＜障害者福祉施設従事者等による障害者虐待＞
- 5 平成30年度 障害者虐待防止法対応状況調査結果報告書

【主なポイント】

＜養護者による障害者虐待＞

- 養護者による障害者虐待の相談・通報件数については、平成 29 年度から 15%増加(4,649 件→5,331 件)。虐待判断件数については 3.5%増加(1,557 件→1,612 件)である。[参考資料 2-1 参照]
- 相談・通報件数に対する虐待の判断件数の割合は、昨年度から減少となっている。
(平成 29 年度：33%(1,557/4,649)、平成 30 年度：30%(1,612/5,331)) [参考資料 2-1 参照]
- 相談・通報者の種別では、警察が 32% (1,695 件)、本人による届出が 17% (914 件)、施設・事業所の職員が 16% (830 件)、相談支援専門員が 15% (821 件) であり、これらが上位を占める。[参考資料 5 P3 参照]
- 虐待行為の類型は、身体的虐待が 64%と最も多く、次いで心理的虐待が 29%、経済的虐待が 21%、放棄、放置が 15%、性的虐待が 4%の順。[参考資料 5 P5 参照]
- 被虐待者の障害種別は、知的障害が 53%と最も多く、次いで精神障害が 37%、身体障害が 20%の順。[参考資料 5 P7 参照]
- 虐待の事実が認められた事例での対応策として被虐待者の保護と虐待者からの分離を行った事例は、688 人で全体の 42%を占める。[参考資料 5 P10 参照]
- 虐待による死亡事例は、なし。(平成 29 年度は 1 人)

＜障害者福祉施設従事者等による障害者虐待＞

- 障害者福祉施設従事者等職員による障害者虐待の相談・通報件数は、平成 29 年度から 10%増加(2,374 件→2,605 件)。判断件数については 28%増加(464 件→592 件)している。[参考資料 2-2 参照]
- 相談・通報件数に対する虐待の判断件数の割合は、増加となっている。
(平成 29 年度：20%(464/2,374)、平成 30 年度：23%(592/2,605)) [参考資料 2-2 参照]
- 相談・通報者の種別では、当該施設・事業所職員が 17.9%と最も多い。次いで、本人による届出が 17.8%、家族・親族が 12.9%となっている。[参考資料 5 P12 参照]
- 虐待行為の類型は、身体的虐待が 52%と最も多く、次いで心理的虐待が 43%、性的虐待が 13%、経済的虐待が 7%、放棄、放置が 6%の順。[参考資料 5 P17 参照]
- 被虐待者の障害種別は、知的障害が 75%と最も多く、次いで身体障害が 23%、精神障害が 14%の順。[参考資料 5 P18 参照]
- 虐待者の職種は、生活支援員が 42%、その他従事者と管理者が 10%、世話人が 7%、サービス管理責任者が 5%の順。[参考資料 5 P19 参照]
- 虐待の事実が認められた事例への対応状況として障害者総合支援法等の規定による権限の行使として実施したものは 242 件であった。[参考資料 5 P21 参照]
- 虐待による死亡事例は、2 人。[参考資料 5 P21 参照] (平成 29 年度は 0 人)

※ 使用者による障害者虐待

雇用環境・均等局総務課労働紛争処理業務室において集計

障害者虐待防止法の概要

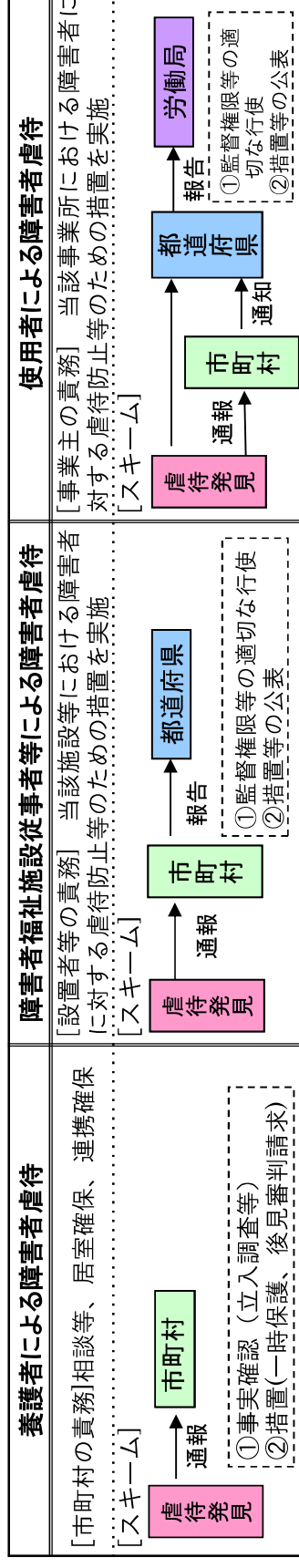
定義

(平成23年6月17日成立、同6月24日公布、平成24年10月1日施行)

- 1 「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活や社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 2 「障害者虐待」とは、次の3つをいう。
 - ① 養護者による障害者虐待
 - ② 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待
 - ③ 使用者による障害者虐待
- 3 障害者虐待の類型は、次の5つ。(具体的要件は、虐待を行う主体ごとに微妙に異なる。)
 - ① 身体的虐待 (障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること)
 - ② 放棄・放置 (障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置等による①③④の行為と同様の行為の放置等)
 - ③ 心理的虐待 (障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと)
 - ④ 性的虐待 (障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること)
 - ⑤ 経済的虐待 (障害者から不当に財産上の利益を得ること)

虐待防止施策

- 1 何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。
- 2 「障害者虐待」を受けたと思われる障害者を発見した者に速やかな通報を義務付けるとともに、障害者虐待防止等に係る具体的スキームを定める。

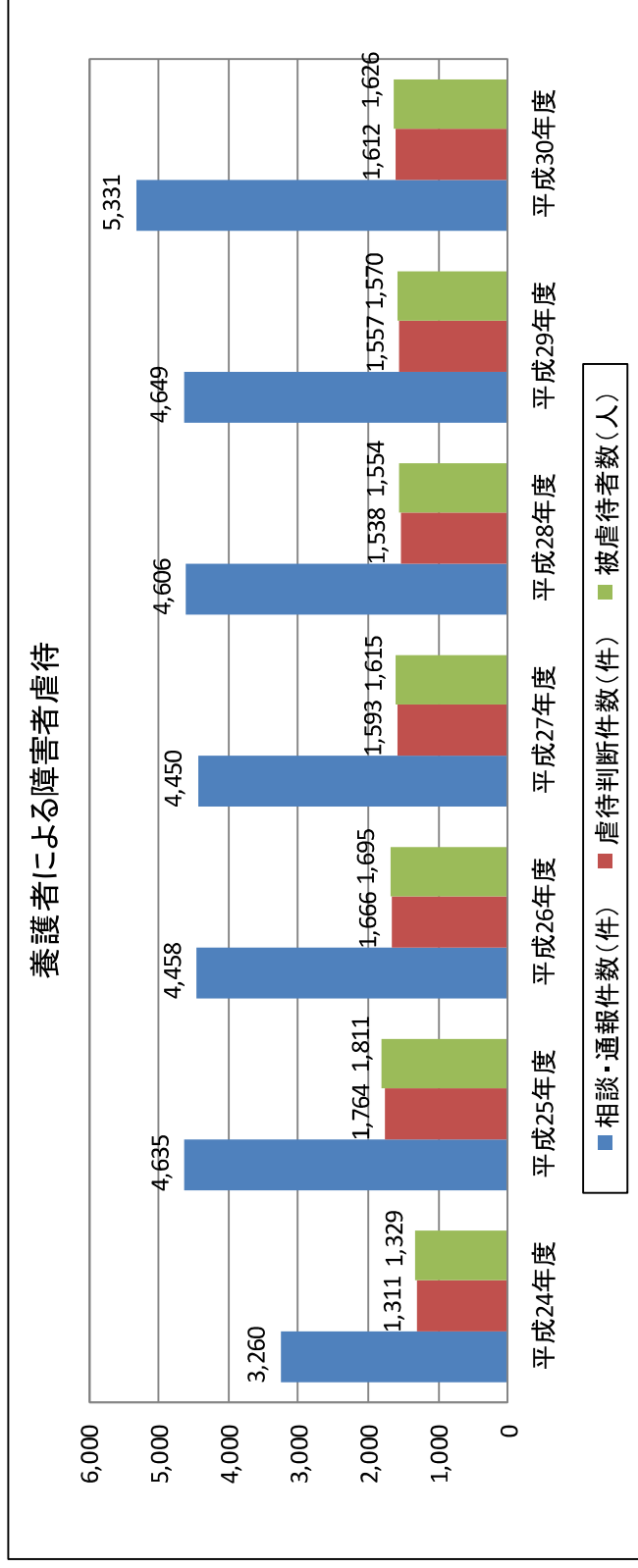


- 3 就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付ける。

1. 障害者虐待対応状況調査<養護者による障害者虐待> 経年グラフ

- 平成30年度の養護者による障害者虐待の相談・通報件数は5,331件であり、平成29年度から増加(4,649件→5,331件)。
- 平成30年度の虐待判断件数は1,612件であり、平成29年度から増加(1,557件→1,612件)。
- 平成30年度の被虐待者数は1,626人。

養護者	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
相談・通報件数(件)	3,260	4,635	4,458	4,450	4,606	4,649	5,331
虐待判断件数(件)	1,311	1,764	1,666	1,593	1,538	1,557	1,612
被虐待者数(人)	1,329	1,811	1,695	1,615	1,554	1,570	1,626

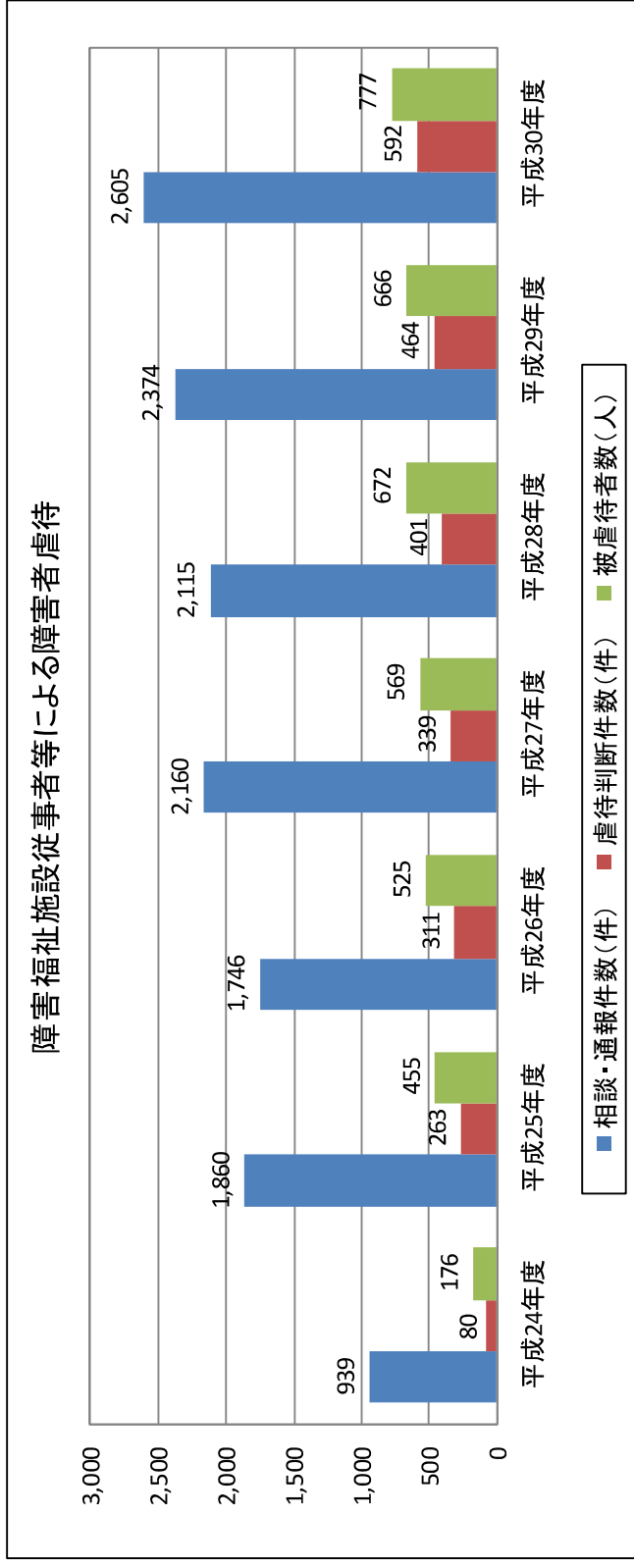


* 平成24年度は下半期のみのデータ

2. 障害者虐待対応状況調査＜障害者福祉施設従事者等による障害者虐待＞ 経年グラフ

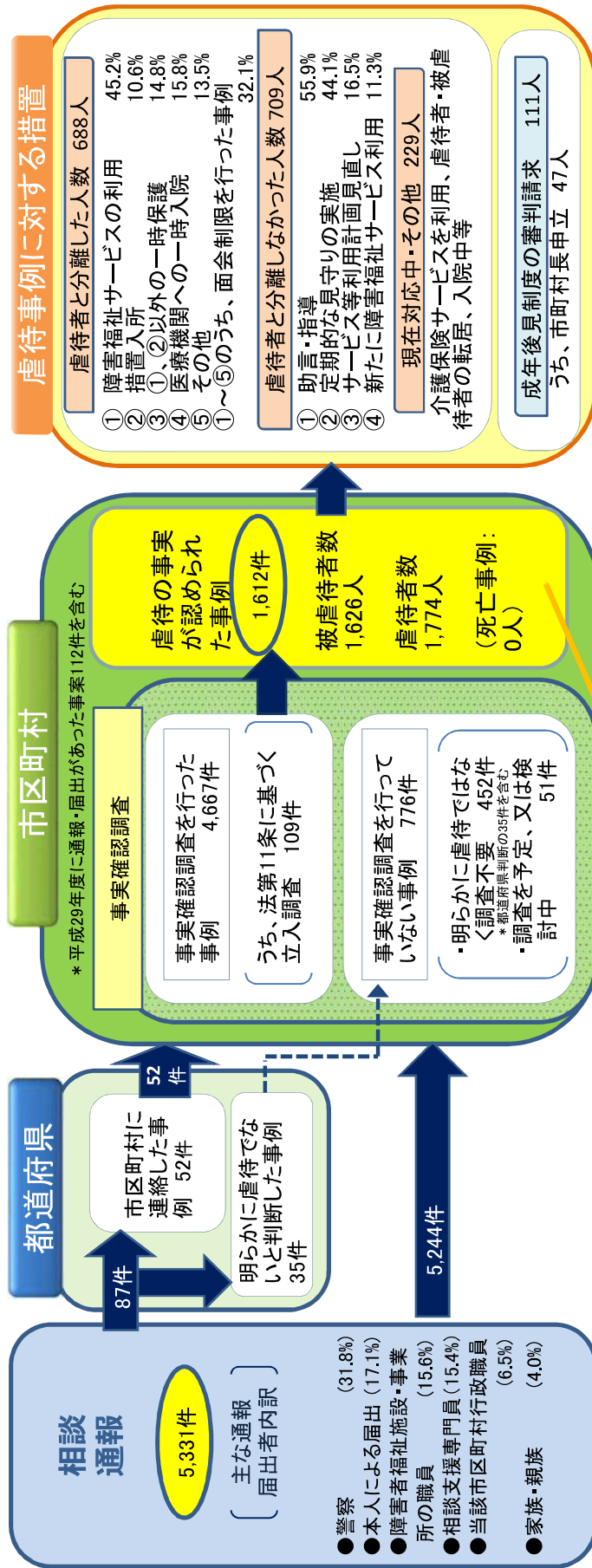
- 平成30年度の障害者福祉施設従事者等職員による障害者虐待の相談・通報件数は2,605件であり、平成29年度から1割増加(2,374件→2,605件)。
- 平成30年度の虐待判断件数は592件であり、平成29年度から28%増加(464件→592件)。
- 平成30年度の被虐待者数は777人。

障害福祉従事者	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
相談・通報件数(件)	939	1,860	1,746	2,160	2,115	2,374	2,605
虐待判断件数(件)	80	263	311	339	401	464	592
被虐待者数(人)	176	455	525	569	672	666	777



* 平成24年度は下半期のみデータ

平成30年度 障害者虐待対応状況調査＜養護者による障害者虐待＞



虐待者 (1,774人)

- 性別 男性 (62.2%)、女性 (37.8%)
- 年齢 60歳以上 (40.0%)、50～59歳 (24.0%)、40～49歳 (18.4%)
- 続柄 父 (24.4%)、母 (24.3%)、夫 (12.6%)、兄弟 (12.5%)

虐待行為の種類 (複数回答)

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待
63.6%	4.0%	29.4%	14.6%	21.2%

市区町村職員が判断した虐待の発生要因や状況 (複数回答)

虐待者が虐待と認識していない	45.6%
家庭における被虐待者と虐待者の人間関係	43.0%
被虐待者の介護度や支援度の高さ	25.9%
虐待者の知識や情報の不足	24.8%
虐待者の介護疲れ	22.0%
家庭における経済的困窮 (経済的問題)	19.2%

被虐待者 (1,626人)

- 性別 男性 (35.2%)、女性 (64.8%)
- 年齢 20～29歳 (22.1%)、40～49歳 (22.1%)、50～59歳 (19.8%)
- 障害種別 (重複障害あり)

身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等
19.7%	53.0%	36.7%	3.3%	1.9%

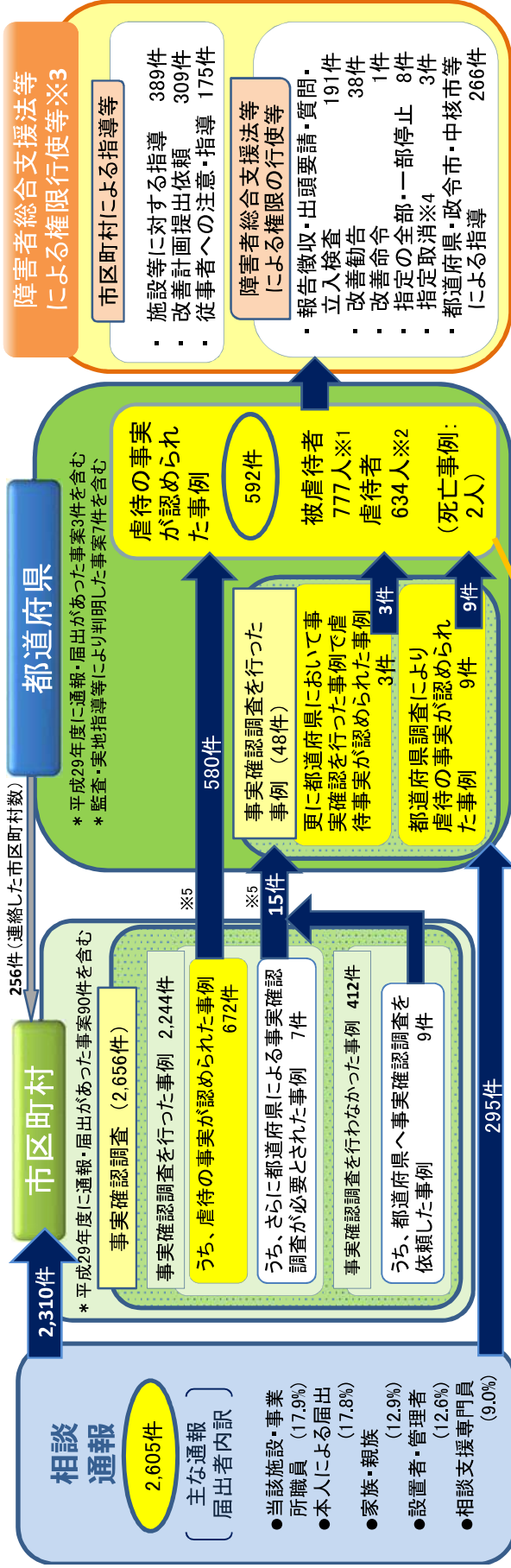
- 障害支援区分のある者 (55.7%)
- 行動障害がある者 (26.7%)
- 虐待者と同居 (84.4%)
- 世帯構成 両親と兄弟姉妹 (14.8%)、両親 (12.8%)、配偶者 (9.0%)、母親 (8.8%)、単身 (8.7%)

虐待者 (1,774人)

- 性別 男性 (62.2%)、女性 (37.8%)
- 年齢 60歳以上 (40.0%)、50～59歳 (24.0%)、40～49歳 (18.4%)
- 続柄 父 (24.4%)、母 (24.3%)、夫 (12.6%)、兄弟 (12.5%)

平成30年度 障害者虐待対応状況調査<障害者福祉施設従事者等による障害者虐待>

参考資料4



虐待者 (634人)

- 性別
男性 (70.5%)、女性 (29.5%)
- 年齢
60歳以上 (18.5%)、50~59歳 (17.5%)
40~49歳 (15.3%)
- 職種
生活支援員 (42.3%)、
その他従事者 (10.3%)、
管理者 (9.5%)、世話人 (7.1%)、
サービス管理責任者 (4.9%)

市区町村等職員が判断した虐待の発生要因 (複数回答)

教育・知識・介護技術等に関する問題	73.1%
職員のストレスや感情コントロールの問題	57.0%
倫理観や理念の欠如	52.8%
虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	22.6%
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	20.4%

被虐待者 (777人)

- 性別
男性 (65.6%)、女性 (34.4%)
- 年齢
20~29歳 (18.8%)、40~49歳 (18.1%)
~19歳 (18.0%)、30~39歳 (14.5%)
- 障害種別 (重複障害あり)

身体的障害	22.7%	知的障害	74.8%	精神障害	13.5%	発達障害	4.2%	難病等	0.5%
-------	-------	------	-------	------	-------	------	------	-----	------

- 障害支援区分のある者 (67.1%)
- 行動障害がある者 (32.3%)

虐待行為の種類 (複数回答)

身体的虐待	51.7%	性的虐待	13.3%	心理的虐待	42.6%	放棄、放置	5.7%	経済的虐待	7.1%
-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	------	-------	------

障害者虐待が認められた事業所種別

事業所種別	件数	構成割合
障害者支援施設	136	23.0%
居宅介護	16	2.7%
重度訪問介護	6	1.0%
行動援護	1	0.2%
養護介護	15	2.5%
生活介護	108	17.9%
短期入所	17	2.9%
自立訓練	2	0.3%
就労移行支援	4	0.7%
就労継続支援A型	37	6.3%
就労継続支援B型	74	12.5%
共同生活援助	89	15.0%
一般相談支援事業所及び特定相談支援事業所	2	0.3%
地域活動支援センターを運営する事業	4	0.7%
移動支援事業	7	1.2%
福祉ホームを運営する事業	1	0.2%
児童発達支援	4	0.7%
放課後等デイサービス	70	11.8%
児童相談支援事業	1	0.2%
合計	592	100.0%

※1 不特定多数の利用者に対する虐待のため被虐待障害者が特定できなかった等の18件を除く574件が対象。
 ※2 施設全体による虐待のため虐待者特定できなかった52件を除く540件が対象。
 ※3 平成30年度未までに行われた権限行使等。
 ※4 指定取消は、虐待行為のほかに人員配置基準違反や不正請求等の違反行為等を理由として行ったもの。
 ※5 同じ事例で、複数の市区町村が報告した事例等があるため一致しない